令　和　６　年

第２回庄原市議会定例会議案

（３月その２）

庄　　原　　市

令和６年第２回庄原市議会定例会議案目次（その２）

議案第42号	庄原市税条例の一部を改正する条例	1
議案第43号	令和５年度庄原市一般会計補正予算（第９号）	別冊
議案第44号	令和５年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第45号	令和５年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第46号	令和５年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第47号	令和５年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第48号	令和５年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）	別冊
議案第49号	令和５年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第50号	令和５年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第51号	令和５年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第52号	令和５年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第53号	令和５年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第54号	令和５年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）	別冊
議案第55号	令和５年度庄原市下水道事業会計補正予算（第３号）	別冊
議案第56号	令和５年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）	別冊

議案第 42 号

庄原市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和６年３月 12 日

庄原市長　木　山　耕　三

庄原市税条例の一部を改正する条例

庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

附則第５条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第 314 条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２　前項前段の場合において、第 34 条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３　第１項の規定は、令和６年度分の第 36 条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規

定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

第６条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。